

## 建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成22年3月4日(木曜日)  
午前9時30分～午後3時48分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 佐々木 隆 義 委員 長 岩 本 明 央 副委員 長  
河 村 淳 委 員 村 上 健 二 委 員  
柴 崎 修 一 郎 委 員 西 岡 晃 委 員  
下 井 克 己 委 員 馬 屋 原 眞 一 委 員
4. 欠席委員 秋 山 哲 朗 委員(議長)
5. 出席した事務局職員  
重 村 暢 之 局 長 岩 崎 敏 行 係 長  
佐 伯 瑞 絵 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
村 田 弘 司 市 長 林 繁 美 副 市 長  
伊 藤 康 文 建設経済部長 齊 藤 寛 建設経済部次長  
矢 田 部 繁 範 建設経済部建設課長 川 島 茂 建設経済部農林課長  
藤 井 勝 巳 建設経済部商工労働課長 秋 枝 秀 稔 美東総合支所建設経済課長  
小 嶋 卓 夫 秋芳総合支所建設経済課長 山 本 勉 総合観光部長  
阿 武 知 総合観光部観光総務課長 西 田 良 平 総合観光部観光振興課長  
坂 田 文 和 消 防 長 田 畑 龍 男 消防本部次長  
西 岡 博 和 消防本部総務課長 柴 崎 隆 博 消防本部予防課長  
古 屋 安 生 農委事務局長

午前9時30分開会

委員長（佐々木隆義君） おはようございます。ただ今より、建設観光委員会を開会いたします。

先の本会議におきまして、本委員会に付託されました、市長提案9件につきまして、審査いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、市長さん何かご報告等ございませんか。

市長（村田弘司君） ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（佐々木隆義君） それではこれより審査を始めます。

最初に議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第7号）を審査いたします。執行部より本委員会所管事項につきまして説明をお願いいたします。

委員長（佐々木隆義君） はい、矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） 1 - 30ページ、まず歳出から説明を行います。2款の総務費・1項の総務管理費、隣のページ1 - 31ページの一番下なんですけど、017地域活性化・きめ細やかな臨時交付金といたしまして、次のページ1 - 32、33ページの中の、公園整備事業費といたしまして、552万円。これは桜山公園の展望台の整備を行うものでございます。次の次なんですけど、橋梁改修工事といたしまして、市内2橋の継ぎ手の補修で250万円を計上しております。

委員長（佐々木隆義君） はい、西田観光振興課長。

総合観光部観光振興課長（西田良平君） 引き続きまして、同じく地域活性化・きめ細かな交付金事業といたしまして、1 - 33ページ、上から2行目になりますが、観光施設整備工事といたしまして、1,000万円の増額補正でございます。この内訳につきましては、来福台の大理石彫刻の移設、秋芳洞商店街アンテナショップの改築、観光センター情報コーナーの設置を含みます観光センターの1階フロアの内装工事でございます。まず、来福台にある大理石の彫刻、現在15作品ほどございますが、このうち来福台の住民の皆様の目に触れにくい部分に設置されて活用しきれてないといえますか、そういうふうな作品3作品を考えておりますが、これを秋吉台地域に設置いたしまして、観光地としてのイメージアップを図り、県内外からのお客様に見ていただくための移設工事でございます。2番目の秋吉台商店街内外のアンテナショップの設置のための工事費でございますが、多くの観光客

が来られます秋吉台商店街にアンテナショップを設置することで、効率的に県内外の方に広く美祢市の特産品等の地域ブランドを知っていただくというものでございます。これは情報発信の場、さらには特産品の開発、空き店舗対策と言うようなもので、まちづくりの活性化の起爆剤での位置づけと考えております。最後に観光センター1階に情報コーナーを設置いたしまして、市内観光の情報をお客様に提供する場の設置、及び1階フロアの内装の改修工事でございます。ご存知のように観光センターは老朽化が進んでおります。建物の躯体ではなくあくまでイメージアップを図るための内装工事として考えております。これによりまして、お客様に快適にお過ごしていただけるような内装にしたいというふうに考えております。以上合わせまして、1,000万円の増額補正でございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、西岡総務課長。

消防本部総務課長（西岡博和君） 1-31になります。同じく016地域活性化・公共投資臨時交付金事業におきまして、8,612万5,000円の増額補正です。これは、救助工作車の更新整備になっております。それから、017地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業におきまして、1-33の方に移りますが、消防施設整備工事、これに700万円の増額補正をお願いしております。これは既設防火水槽の蓋の設置工事4件並びに消防団機庫の農業集落排水工事に伴いまして、トイレの接続工事4箇所を予定しております。以上です。

委員長（佐々木隆義君） はい、川島農林課長。

建設経済部農林課長（川島 茂君） 1-42、43をお開き願いたいと思います。まず、上の表でございますが、農業振興費でございます。これにつきまして、右側の43ページのほうをご覧いただきたいと思いますが、農業振興経費で新規就農者に対する就農円滑化対策事業補助金でございますが、これは本人の自己負担金の調整が困難ということで、この事業が取りやめになったものでございます。次に、需要にこたえる園芸産地構造改革推進事業補助金でございますが、これも3戸以上の要件が1戸ほど足らなくなりましたということで、この事業も廃止というふうになっております。次の水田農業構造改革推進事業補助金でございますけれども、事業が国庫補助から事業に内容を切り替えたということがございまして、減額ということになっております。次の農作物鳥獣被害防止対策事業でございますが、これも県の補助がなくなったことに伴いまして、参加地区がちょっと減りましたと

ということで、減額とさせていただきます。合わせまして、農業振興経費が2,272万2,000円の減額を今回お願いいたしました。続きまして、目の4の農地費でございますが、右側の43ページで説明させていただきたいと思っておりますけれども、牛明奥のため池事業でございます。これにつきましては、工事費が主に原因でございますけれども、実施設計による減ということと、盛土工を9月に補正をお願いしたところでございますけれども、土砂の運搬等の見直しと、また入札減ということで、883万7,000円の減。合わせまして949万4,000円の減額補正を今回上程させていただきました。続きまして、下の6款の農林費の2項林業費でございますが、まず上の2番の林業振興費でございます。農林業新規就農者住宅確保支援対策事業補助金でございますが、これも経済対策事業によりまして、9月に補正をいただいたところでございますけれども、12月にですね、新規林業就業者がカルスト森林組合を退職されたということで、補助の要件に合わなくなったということで、今回この事業を落とさせていただくものでございます。続きまして、森林整備費でございますが、森林総合研究所分収造林事業でございます市有林と研究所が分収契約を結んだ土地でございますが、これにつきましても事業の縮減ということで、最終的な実績に合わせて委託料が減ったというものでございます。これは10分の10研究所の負担というふうになっております。目の5 治山事業費でございますけれども、これは当初昨年の災害によりまして10件程度予算要求を県にお願いしておったところでございますけれども、予算の山口防府のほうに大きな金額が流れたということで、美祢市には1件の採択がございました。つきましては、残りの分につきまして今回減額をさせていただくものでございます。農林終わります。

委員長（佐々木隆義君） はい、矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） それでは次のページの1-44、45をお開きください。土木費・土木管理費の土木総務費でございますが、次の1-45ページに説明といたしまして、土木総務費の地震防災マップ作製業務委託料、これは入札減により148万5,000円の減額、その下の住宅・建築物耐震改修等事業は決算見込みにより、114万円ほど減額するものでございます。その下、道路橋梁費でございますが、道路新設改良費で登記委託料が決算見込みにより350万円の減額、道路整備工事について工事の入札減により1,300万円の減、その下で

すけど、県事業費の負担金が決算見込みにより1,335万6,000円ほど減額するものでございます。その下の都市計画費の都市公園管理費でございますが、公園管理費業務委託料といたしまして、決算見込みにより572万円の減額、その下で都市計画排水路整備は財源更生を行うものでございます。続きまして1-46ページをお開きください。住宅費でございますが、住宅建設費、1-47ページの一番上にありますけど、地域住宅交付金事業でございますが、これは下領北B棟関係ですけど、施設整備工事で44万1,000円、公営住宅整備工事で1,664万9,000円、公営住宅等関連施設整備工事で992万2,000円、いずれも入札減による減額をしております。その下でございますが、木造住宅耐震改修事業、その下の家賃補助等がありますが、木造住宅は60万円の減額、家賃補助は339万5,000円の減額をお願いしております。

委員長（佐々木隆義君） はい、西岡総務課長。

消防本部総務課長（西岡博和君） 1-46、1-47でございます。9款消防費・1項消防費・目3消防施設費のうち、1-47に示しておりますが、消防施設経費、これは耐震性貯水槽設置工事4基を設置しました入札減によりまして、483万6,000円となっております。以上です。

委員長（佐々木隆義君） はい、川島農林課長。

建設経済部農林課長（川島 茂君） 続きまして、1-51をお開き願いたいと思います。11款災害復旧費でございます。1項の農林施設災害復旧費でございますが、目の2補助災害復旧費でございます。これにつきまして、右側51ページの方をご覧いただきたいと思いますが、現年分の発生災害復旧費の工事費、災害復旧工事でございます。当初3億600万円前後予定をしておりましたけれども、国からの災害査定及び入札の減と言うことで、6,425万円の減額と合わせまして、6,845万円を費目から減額をさせていただきたいというものでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） その下の、土木施設災害復旧費・2の補助災害復旧費でございますが、1-51に現年発生災害復旧費といたしまして、1億1,085万1,000円の減額をお願いしております。その内訳といたしまして、消耗品費が225万7,000円、印刷製本費が40万円、修繕料が31万円、災

害復旧工事として9月議会で予算をいただいたのちに、災害査定、実施設計、国庫の配分等により1億668万円を減額するものでございます。それと、庁舎一般備品といたしまして、120万4,000円決算見込みにより減額をいたします。それから、次1-6で継続費の補正を説明したいと思います。8款土木費の住宅費、下領北団地住宅建替事業におきまして、補正後21年度でございますが、3億1,807万1,000円、これは補正前と2,657万1,000円の減額となるわけでございますが、建築主体、野外整備の入札減により、変更するものでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、川島農林課長。

建設経済部農林課長（川島 茂君） 続きまして、歳入の説明に入らせていただきたいと思います。1-16、17をお開き願いたいと思います。12款分担金及び負担金でございます、1項分担金の目の2農林業費分担金でございます。農林費分担金といたしまして、団体営農地防災事業分担金でございます。牛明ため池、郷の原の事業でございますが、事業が先程説明しましたように、遅れておる減ったということで、地元分担金がこれだけ減額になるというものでございます。続きまして、林業費の分担金でございますけれども、小規模事業におきます分担金でございます。先程も申しましたように10件の要望が1件ということで、採択ならなかった予定しておりました地元の分担金をここで落とさせていただくというものでございます。続きまして、目の3災害復旧費分担金でございます。これは農林施設災害復旧分担金といたしまして、補助災害分の地元分担金でございます。これにつきましては、増高申請により国庫の増と事業費の減と言うものを合わせて、2,157万4,000円を減額させていただくものでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） 続きまして、1-18ページ、分担金及び負担金・土木費負担金でございますけど、1-19ページ急傾斜地崩壊防止対策事業地元負担金でございますが、1箇所ほど県事業をやるようにしておったわけですけど、その事業がなくなったということで、75万円ほど減額するものでございます。それとそのページの下から3行目でございますけれども、災害復旧費の国庫負担金といたしまして、7,746万3,000円です。これは、土木施設の災害復旧費に併せて減額したものでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、西岡総務課長。

消防本部総務課長（西岡博和君） 1 - 20、1 - 21にお示ししております、国庫補助金の5 消防費国庫補助金、これは消防防災施設整備費補助金ですが、最初の方でお示ししました耐震性貯水槽設置工事に伴いまして、入札減を生じました。これに伴います国庫支出金の基準額の減少による108万8,000円の減額となります。

委員長（佐々木隆義君） ちょっと待ってください。マイクの調子が悪いということで。

委員長（佐々木隆義君） はい、失礼しました。矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） 同じページ1 - 20ページでございますが、土木費の国庫補助金、1 - 21ページに住宅・建築物耐震改修事業でございます。先程歳出補正で申しましたとおりで、155万5,000円を減額するものでございます。その下の、地域活力基盤創造交付金事業と地域住宅交付金事業も、先程歳出の方で説明した事業に関連いたしまして、増額するものでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、川島農林課長。

建設経済部農林課長（川島 茂君） 続きまして、県費支出金でございます。 - 22、23をお開き願いたいと思います。中ほどにございますように、目の5 農林費補助金でございます。23ページに1の農業費補助金といたしまして、就農円滑化対策事業、先程説明申しました事業が成立しないということで、事業を廃止したものでございます。続きまして、被害防止対策緊急整備事業でございます。これにつきましても、事業廃止、単県事業の補助金がなくなったということで事業を廃止しております。農地防災事業につきましても、これは落札減による事業費の減という風にご理解いただきたいと思います。次の需要に応える園芸産地構造改革推進事業でございますけれども、これも梨の棚と機械というものをやっておりましたが、これも自己負担の調整が困難ということで、参考要件に合わないために廃止になったものでございます。最後の下の、水田農業構造改革推進事業につきましても、県事業から国に乗り換えたり、事業が伴わないということがございましたので、これも県費事業から1,733万9,000円を減額、合計3,004万3,000円を減額するものでございます。次の2の林業費補助金でございますけれども、小規模治山事業でございます。県費の負担分を計算しておりましたけれども、事業採択が

らはずれたということで、今回減額をさせていただくものでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） 同じページの土木管理費補助金、住宅・建築物耐震改修事業等により、45万円は先程支出で説明したとおり、入札減によるものでございます。住宅費補助金については高齢者向け優良住宅家賃補助でありますが、これは決算により26万円ほど増額になったものでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、川島農林課長。

建設経済部農林課長（川島 茂君） 1-24、25をお開きください。 - 24の目の9災害復旧費県費補助金でございます。これにつきましては、農林施設災害復旧事業でございますが、前回の補助事業対象分でございますが、激震の地域指定を受けまして増嵩申請をして、国庫補助分を余計にいただいた金額でございます。4,577万2,000円を増額補正させていただきます。

委員長（佐々木隆義君） はい、川島農林課長。

建設経済部農林課長（川島 茂君） 1-26、27をお開き願います。20款の諸収入でございますが、これは受託事業収入、森林総合研究所造林地間伐事業、いわゆる市有林の分収契約でございます。先程10分の10で総合研究所の負担で事業費を縮小したものが、そのまんまここで減額ということになります。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） 1-33ページをお開きください。その中の公園整備事業桜山公園の展望台整備と2段下の橋梁改修工事といたしまして、市内2橋の伸縮継ぎ手の補修等の工事をやるわけですけど、年度内完成等認められないということで、繰り越しをお願いするものでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、西田観光振興課長。

総合観光部観光振興課長（西田良平君） 同じく繰越明許費でございますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業といたしまして、1-33ページの支出の部分で説明いたしました観光施設整備工事におきましても、年度内完成が困難と見込まれるため、翌年度へ繰り越して実施するものでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、川島農林課長。

建設経済部農林課長（川島 茂君） 続きまして、款の6農林費でございます。繰

越明許費で6款農林費、項の1農業費、農業用河川工作物応急対策事業についてでございますが、これは秋芳町嘉万の郷の原地区で行われております、可動堰の構成転倒ゲートの改修工事でございます。工事を行うために必要な工事用道路について、地元との調整及び河川協議に時間を要したため、年度内完成が困難となりまして、810万円を繰り越すものでございます。次に、団体営農地防災事業、これはため池等の整備事業でございますが、これは伊佐町牛明地区で行われております牛明奥ため池整備工事で、堤体に使用する土が当初計画の土取り場では不足することが判明しました。新たに土取り場を選定し、土質検査を行う必要が生じました。この土取り場選定に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり、1,030万円を繰り越すものでございます。次に、農地有効利用支援整備事業でございますが、これは昨年の国の経済危機対策として補正予算に計上された事業であります。しかし、昨年9月の政権交代による事業仕分けの対象となって、事業採択がしばらくの間ストップし、国の予算の内示が大幅に遅れることになりました。よってこの事業も一部1,500万円を繰り越したいというものでございます。次の項の2、林業費の小規模治山でございますが、この事業は山口県の事業でございますが、県内で多くの申請があり、県の配分に時間がかかりまして、予算の内示が遅れたこと、また工事を行う地区との地元調整に日数を要したため、年度内完成が困難となって、繰り越しを行うものでございます。

委員長（佐々木隆義君） えっと、先に消防の方に。西岡総務課長。

消防本部総務課長（西岡博和君） 繰越明許費についてご説明申し上げます。1-7のうち、款2総務費・1項の総務管理費のうち地域活性化・公共投資臨時交付金事業におきまして、1-31でご説明申し上げました救助工作車更新整備事業、これに8,612万5,000円、続きまして、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業におきまして、1-33でご説明申し上げました消防施設整備工事700万円、いずれも繰り越しとさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

委員長（佐々木隆義君） はい、矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） それでは8の土木費、土木管理費でございますが、住宅・建築物耐震改修事業でございますが、これは12月の補正で決定をいたしまして、1月に発注をいたしまして、その後業務調査や解析に時間を要したということで、繰り越しをお願いするものでございます。451万5,000円で

ございます。続きまして、道路橋梁費、道路維持事業、地域活力基盤創造交付金事業、道路新設改良事業でございます。いずれも道路工事をするにあたり、道路の交通規制、片側通行、交通止め等の地元関係等の協議に不測の日数を要したのと、各事業の地元関係者との計画協議や関係機関との調整に日数を要したために、道路事業では2,810万円、地域活力3,520万円、道路新設3,290万円を繰越すものでございます。続きまして、その下都市計画費、まちづくり交付金事業でございますが1,420万円、都市排水路整備事業で2,490万円でございますが、まちづくり交付金につきましては、同地区内に他の事業県施工の工事が同時期にあり、その完成後の着手となったために、繰り越しとするものでございます。それと、設計協議の中で排水路沿いの市道がございますが、その幅員を確保するための要壁をするわけですが、その構造を変更するための設計協議等で不測の時間日数を要したためでございます。続きまして、河川費、河川維持事業でございますが、410万円でございます。これは河川関係機関、県とか漁協があるんですが、その河川協議に不測の時間日数を要したためでございます。5の住宅費、地域住宅交付金事業260万円でございますが、これは下領北団地の今建築が進みまして、移転を3月の終わりから順次お願いしておるわけですが、4月を超えての入居がある場合と、それを確認しての補償金の支払いということになるために、この予算を繰り越しするものでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、川島農林課長。

建設経済部農林課長（川島 茂君） 同じく同じページの11災害復旧費でございます。1農林施設災害復旧費の単独災害復旧事業についてですが、農林災害は農地及び農業施設とも40万円以上が公共災害となり、40万円未満10万円以上が単独災害復旧事業の対象となっております。昨年の7月の災害では、美祢市内に多数の単独災害が発生いたしました。この事業は地元関係者が事業主体となり、施工業者を選定し工事を行い、工事費に対して補助金を交付するというものでございます。継続的に申請が出て、適時復旧工事が進んでおるところでございます。しかし、年度内にすべての災害について対応ができないということでございまして、1,230万円を繰り越しというふうにさせて、いただきたいというものでございます。また、補助災害復旧事業につきましても、昨年9月から11月中旬まで毎週県の災害査定を受け、農地76件、農業用施設69件の計145件が採択されてお

ります。査定金額は合計で約2億7,200万円となったところでございます。その後補助率を上げる増嵩申請の事務を行いながら、実施設計を組み工事発注をしてまいったところでございます。しかし発注したすべての災害工事を年度内に完成することは、工事期間的にも若干無理があります。発注済みの工事費の約7割程度となる1億7,150万円を繰り越しとさせていただきたいというものでございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） 一番下になります土木施設災害復旧費・単独災害復旧費1,200万円、補助災害復旧費といたしまして1億8,100万円を繰り越しをお願いするものでございますが、道路災におきましては工事するにあたり、交通規制等で地元関係者及び関係機関との調整に不測の時間を要したのと、河川災害におきましては、河川関係機関、県、漁協との協議に不測の時間を要したために、繰り越しをお願いするものでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、川島農林課長。

建設経済部農林課長（川島 茂君） それでは、1-8をお開き願いたいと思います。債務負担行為の補正でございます。まず1番変更でございますが、農業経営基盤強化資金利子補給金でございます。これにつきましては、21年度に秋芳及び美東で畜舎の大がかりな建設事業が行われました。これに伴います2名の借入金の利子補給金を21年度で新規に組み入れるということになりまして、140万4,000円の増額ということで、補正後が307万6,000円というふうに限度額をさせていただきたいというふうに思います。なお、その下の表の廃止でございますけれども、これにつきましては17万8,000円でございますが、この分につきましては21年度は利用者がなかったということで、21年分につきましては落とさせていただきたいと思います。なお、その下の新規就農資金の利子でございますけれども、これも円滑化就農事業、新規就農者に対する事業の資金調達が難しいということで、事業がないのでこれも借入の実績がございませんので、これにつきましても21年度分を落とさせていただきたいというものでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） まず、土木関係の1 - 2 3の高齢者向けの住宅の家賃の補助分がありますよね、片一方は収入のほう2 6万円増額になってますよね。それから1 - 4 7では家賃の減額補助、全体では3 3 9万5 , 0 0 0円というふうな減額になってますが、ぱっと見には整合性がないように見えるんですが、どういうことでしょうか。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 馬屋原委員のご質問にお答えいたします。高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助、支出については最大限あるのを当初見越しておったと、補助についてはこれが経年しておりますので、その状態で貰える少ない補助歳入を考えておったということで、決算によりましてその辺が少なく歳入が増えたと、歳出については減したという格好で互い違いになってる状況です。

委員長（佐々木隆義君） はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） 1 - 4 3ですが、先程から、皆様はよく分かっておられるから早口で言われるからちょっとよく分からなかった部分もあるんですが、こと細かな理由はいいいわけですけども、新規就農者が取り組もうと思ったけれども、取り組めなかったということですけども、基本的にある程度の個人名出たりなんだりしたらまずいんで、どういう理由で農業に取り組めないのかちょっと説明をお願いします。

建設経済部農林課長（川島 茂君） 馬屋原委員さんのご質問にお答えしたいと思います。就農円滑化対策事業補助金のことと思いますけど、本人は今、実際に農業はやっておられます。今のパワーショベルの購入費でございますけれども、補助金としまして、1 0 0万円実質的には2 0 0万円補助金を合わせまして、本人もそれ相当の1 0 0万円相当の負担金を調整しながら、借入金なり自己資金なり、そういったものを長期、今からの経営に合わせまして、調達することが適当か、借入れが適当かといろいろな総合的な判断をされて、この事業を辞退されたということでございます。

委員（馬屋原眞一君） 分かりました。それから、特に美祢市の中山間地域で一番問題になるのは、今特に農作物の鳥獣被害の関係でございますけども、いろいろ要件がどうだっていう話で今、結局はしなくて ということでございますけども、基本的に今はいろんなイノシシとか、シカとか、サルは当然あれでしょうけども、特

にイノシシとシカについてはそれなりに防ぐ方法はあるわけですが、イノシシについては、トタンでどうにか、こうにか、しのげるという部分はあるんですけども、場所によっては飛び越えるのは当たり前という地区もありますし、トタンを押しつぶすという地区もあります、しかしながら一般的にはトタンでどうにか防御出来るといいますか、対策が出来るわけですが、シカについては最近特に増えまして、いろいろ皆さん、ネットとか防御策とかいろいろやられておりますけども、これには相当な経費がかかりますし、ものすごい負担になってるわけです。したがって今これの一つの例が出てますから、この対策事業の要件をまず説明して下さい。

委員長（佐々木隆義君） はい、川島農林課長。

建設経済部農林課長（川島 茂君） 1 - 4 3 で今、お尋ねになりました馬屋原委員さんのご質問でございますが、農作物の鳥獣被害でございます、これにつきましては、20年度まで県が4分の1の補助がありました。市が2分の1やっております。地元が4分の1、いわゆる25%の負担を持って事業をやっておられましたが21年度から県の補助が廃止されました。市の補助は2分の1そのまま、これでいかがでしょうかと申請のあった地元に対してこちらが投げかけたところ、4集落の内3集落は2分の1の補助があればそれがかまいませんと、ということでこの事業に乗られました。もう1地区につきましては、中山間地域あるいは農地・水の補助事業を使われまして、補助金の二重払いは市といたしましても、好ましくないというお話もさせていただいたところなんです、この事業でもって1集落につきましては単独でやられたということでございます。残る3集落でございますが、区域は2つでございます。これにつきましては、かなり節約された事業の内容でもございましたが、補助率が悪くなった上になおかつそれを実施をされておるところでございます。シカのお話がございましたけども、これにつきましても22年度で新年度予算にシカの対策につきましても、上程をさせていただいております。これにつきましても、過去県の事業にのりまして25%、4分の1の地元負担をお願いして、市と国とで対策をしていきたいというふうに対策を考えております。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） 今の対策費ですけども、基本的によく市長が住みよい、今

から夢のある美祢市をという話をされております。一つのまとまった事業と言いますか、いろんな農業に取り組まれてる地域とかそういう部分では全体的に4分の1ぐらいでもどうにかやらんにゃあ前が回れんということで、やられる場合があると思うんですけども、基本的に最近の高齢化あるいは限界集落ということを考えていけば、中心街はまだ別問題としまして、市の境って言いますか、山間地に近い地域はやはりこの鳥獣害被害によってだんだんだんだんいろんな耕作が出来ないと。あるいは農作物の収穫が出来ないと。これは生活にかかった問題ですけども、なおかつそれを並行して農家の人は何も出来ない状態の中でUターンやIターンで帰って来てこれで美祢市に住んで家庭菜園でもやろうか。あるいは潤いのある生活をしようかとか。あるいはコストとしてはものすごく高くつくんですけども、自然の保護に取り組もうとかいろんな人がいらっしゃいます。しかしながら、今の考え方でいくとそういう個人に対して何も無いわけですね、考え方は。市としてやはりそういうふうな小規模でも申請があれば単独で県とか国とかじゃなくて、美祢市としてそういうふうな対策に取り組んで補助しますよとか、あるいは今みたいに一々聞かなくても簡単にこういう助成措置がありますよとかいうように分かるようなことは広報として出来ないわけですか。

委員長（佐々木隆義君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 馬屋原委員が言われることはよく分かります。我々は中山間の市でもありますし、昨日一般質問でもお答えしたように我々の市というのはやはりベースは農業、林業があってその上に産業が成り立っておるという市でもあります。これは、市町村合併がずっと進みましてかつての市が旧郡部を抱いたということで、我々の市だけじゃなくて、具体的に言えば山口市とかそういうところも随分山間部を抱える状態になっております。市長会もこの件に関しまして、鳥獣害被害毎回のよう議論を重ねてきております。というのがですね非常に今基礎自治体ですね、市なり町が厳しい財政状況の中で山を守っていく鳥獣害被害から、また田畑を守っていくというのは基礎自体の使命でもありますけれども、やはり国、国土でもあるし県土でもあるわけですから国なり県なりの姿勢は示してほしいということで、すべてこの基礎自治体にお前達やれよという形で押し付けるんじゃないし、その根本的なことを考えてほしいということで要望という形ではなしに、要請ということ先日の市長会でも決めまして、またそれを出していくことにいたしました。

というのがですね、例えば県の方からこういうふうな県の補助金を付けるから市なり、町やってくれよという話があって、やりますと、そうすると一定期間を過ぎましたら、うちは金がないから、県は金がないから、辞めたとおっしゃるわけです。そうすると、我々は市民に対してこういう補助事業があるから鳥獣害被害を防ぐために一生懸命やっていただきたいということをお願いをしちよって最終的には県が補助金の分はカットされるということになると、それを今度は市が単独市費で税金でまかなうと市税でまかなうということになりますので、それはむごいんじゃないかということも今申し上げております。特に平成21年度は県知事の方から、県は非常に財政が厳しいからということで、非常に山の鳥獣被害に限らず、いろんなところで県の補助金をカットされてしまいました。従いまして基礎自治体たる市なり町は非常に厳しい余波を受けたということになっております。その辺も県には申し上げておるけれども、県の財政が厳しいからの一点張りで今おっしゃっておられます。今、馬屋原委員がおっしゃることはよく分かるんですよ。都市から美祢市に帰って来られる、または来て住んでみようかという方には鳥獣害被害を防いでいくというのは大事ですということ十二分によく分かっております。そのうちの市税の再配分をどうするかということにも係ってきますので、国なり県なりに強く要請をかけながら財源の配分を適切にやっていきたいというふうに考えております。以上です。

委員長（佐々木隆義君） はい、岩本副委員長。

副委員長（岩本明央君） 具体的にお尋ねをいたします。1 - 4 2、3、1 - 5 0、5 1あたり、財源内訳を見ますと国県支出というのが結構あって、それで減額補正というのが結構あります。言うてみれば大変おいしいなという、市としては大変おいしいんじゃないかと思っておるわけですが、それで見積減とか落札、入札減なんかであればよく分かるんですが、特に補助事業の場合には要件が3つも4つも5つもあって、それをクリアせんにゃあなかなか事業実施が出来んというのもよく分かりますが、ぜひそういうふうな方はそういう場合には指導をしていただいて、例えば要件が4つあって1つほどクリア出来んからどうこう。なおかつこれは国やら県の支出金でやるというような事業であれば、ぜひその点は要件なんかをクリア出来るようなご指導をしてもらえたらどうかなあというのを思っておるんですが、その辺はどうなんでしょう。

委員長（佐々木隆義君） はい、川島農林課長。

建設経済部農林課長（川島 茂君） 岩本委員のご質問でございますが、ごもっともというふうに感じております。これにつきましても、今年忙しいにまぎれてですね、市民の方に十分な説明が届いてなかったかと思えます。また留意してそういったこともまた何らかの形でお知らせしたいというふうに考えております。

委員長（佐々木隆義君） 他に、はい、河村委員。

委員（河村 淳君） ちょっと一点ほど聞いてみたい。一応この補正はあくまでも決算見込みとか、あるいは入札減とかいろいろの事業を繰越明許とか、いろいろあるんじゃが、その辺については分かるんじゃが。1 - 4 3でさっきも出てるが林業振興費の300万か、2分の1補助だと思う。県の2分の1じゃが、その下の委託料一応100%の問題じゃが、この辺を取り辞めたということは、ちょっと中身が分からんやったんじゃが、いつ頃分かったか、これが。今の補正にけるちゅうことは12月頃に分かったものか、1月頃分かったのか、その辺をちょっと。

委員長（佐々木隆義君） はい、川島農林課長。

建設経済部農林課長（川島 茂君） 河村委員のご質問でございますが、1 - 4 3の林業振興費におきます新規就業者につきましては、12月の中旬でございます。12月当初、補助金申請の手続をする運びになっておりました。書類も一旦出ておりました。つきましては、処理をするという伺いをする準備をしておったところ、県の方から連絡がありまして、ちょっと事業を待ってくれと、もうちょっと確かめたいことがあるということで、最終的にこれの廃止という結論に至ったのが12月の中旬ということでございます。また、県の林業整備のほうでございますが、森林総合研究所いわゆる市有林におきます分収造林契約に基づいて事業は研究所がやりますよと。仕事は市が森林組合に委託して3者契約で施業していただきます。という内容で当初計画をしておったところ、事業が縮小した、縮小になったよというのもこれも12月に入って、こういった結果になったものでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、他に、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） その他でやるべきかちょっとあれですけども、災害復旧の関係で単独災と補助災の関係ですが、単独災の場合今、10万から40万というのがありますね、一応補助災の場合、両方個人負担は何%なんかまずお聞きしたいと

思います。

委員長（佐々木隆義君） はい、川島農林課長。

建設経済部農林課長（川島 茂君） 馬屋原委員さんのご質問でございますが、補助災だけでよろしいでしょうか。（発言する者あり）まず土地改良、単独災害につきましては農地におきましては、50%ずつですよということになっております。ただ、農業用施設でございますが、道路、水路につきましては市が70%で地元が30%の負担をお願いしておるとのことでございます。また、林業用施設におきましても70、30をお願いをしておるところでございます。公共災いわゆる補助事業でございますけども、これは、国、県の補助金を貰った残り、補助残の資金につきましては、農地につきましては、市が半分、地元が半分ということでございます。かんがい排水につきましては、これは市が5分の3、地元が5分の2という配分になっております。道路矯正につきましても、3分の2と3分の1、林道も2分の1、2分の1、小規模治山につきましても3分の1、これは地元が3分の2でございます。林地荒廃防止事業も2分の1、2分の1の負担というふうになっております。よろしいでしょうか？

委員長（佐々木隆義君） はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） それで、基本的なところは分かりました。それから、この度の7月の激甚災害になりますよね、そうしますと以前のどなたかの質問の中で、おおめっそう5%ぐらいの個人負担になるんじゃないだろうかという話があったと思うがそれは間違いございませんか。

委員長（佐々木隆義君） はい、斉藤建設経済部次長。

建設経済部次長（斉藤 寛君） ただ今の、ご質問でございますが、この度の昨年7月の豪雨災害の補助率がまだ決定はしておりませんが、ほぼこれで固まるという数字が出ております。農地は美祢市は93.6%の国庫補助でございます。旧秋芳町が93.6、旧美東町は95.6%という国庫補助率となっております。それから農業用施設でございますが、旧美祢市が97.5、旧秋芳町も97.5、旧美東町は99.0ということでございますので、いずれにしましても、95%前後国庫補助がありますので、残りの5%を先程言いました、割合で地元負担ということになるかと思えます。

委員（馬屋原眞一君） 分かりました。いずれにしても、まず100万で例を取り

ますと、地元負担といいますが、市と本人で5万円ほど補助残が残るわけですね、仮に2分の1とすると2万5,000円あるいは2万円ほど個人が払ってもらえばいいわけですよ。ところが今言う10万から40万は農地について50%でしょ、そうすると農家の人は40万リミットまで使って20万円の負担ですよ、通常の年はいろんな予算の関係があって恒常的にかかってくる問題ですからこれは議論のいくところですけども、激甚災害の時に全く40万円までは影響がないわけですよ、全く。100万とか大きい被害を受けた人は2万円程度で済む、小さい被害の人は20万円のお金を払う、少しおかしいと思いませんか。

委員長（佐々木隆義君） はい、斉藤建設経済部次長。

建設経済部次長（斉藤 寛君） ただ今の、ご質問でございますが、確かに逆転現象が起きます。ただし、この農林災害につきまして増嵩申請というものがあるんですが、災害が起きた時点で、即補助率が決まってるわけではございません。80%もあるし、この度のように激甚災害がありますと95%以上という状態もあります。ですから、災害が起きた時に現地に行って公共災害として多分取れるでしょうという話はしますけども、その時点で国庫補助率がいくらですからというのが、なかなか言えない状況ですので、逆転現象をすぐ察知出来て住民の方と話が出来ればそれは可能かと思うんですが、後から補助率が決まりますので事務とすれば非常に難しい事務になるかというふうに思います。

委員長（佐々木隆義君） はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） 今、言うように激甚災害になったらなぜ40万円までの分について少なくともはなから全体の5%とか、今までの例からするとみんな3%とか2%ひどい時にはさっきは99.なんぼでしょ、0じゃないですか、そういうふうなことを考えれば、なぜ小規模に対して全く激甚であろうが、通常の災害であろうが、関係ないのか、おかしいですよやっぱりね。基本的に小規模というのは通常の年なら通常の雨でとか、そういうもので破れるでしょうけど、激甚になったから初めて破れたっていう可能性もあるわけですね。ほとんど。通常なら破れない、普通通り管理されているから、破れないわけですけども、激甚になったから破れた、ところが日頃から管理をあまりしなくて、ちょっと言葉は悪いですけども、その時どんと破れて、その時に直してもらえば2万円で済んだと、日頃からよくやっていたままたまひどい被害にあって、破れてリミット40万の被害を受けたと、日頃の努

力は何も報われないという可能性も、そういう人も含まれてるわけですね、その辺を考えれば一応激甚指定を受けたらそういうものについては要領として特段のところに置いて、はなから95なら95カットするというふうな要領を作っておけば別にいいではないですか、指定を受けたらその段階でやればいいわけですね、金額の多寡を言ってるわけではないですよ、ただあまりにも不平等だということ言ってるわけです。どうでしょう。

委員長（佐々木隆義君） はい、斉藤建設経済部次長。

建設経済部次長（斉藤 寛君） 災害につきましては、確かに激甚、それから激甚でない場合、補助率もそうですし種々様々な現場があります。これを一律に激甚災害から一律に何%、これは都市によって全部激甚災害を受けたら全てこの%でいくってというのは私は馴染まない、場所によって施設にもいろんな施設があるし、いろんな条件で災害が起きた場合とがあると思います。ですから、それを一律に全て何%にすべきだというのはなかなか馴染まないところがあるんじゃないかなと、実務的にはそう考えております。農家のために軽減してほしいという意図は分かりますが、事務处理的には結構難しい問題を含んでるというふうに思われます。

委員長（佐々木隆義君） はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） 事務処理で難しいという表現は困る。そんな馬鹿な話はないでしょ。（発言する者あり）

そんなちょっと変な表現をするようなことではいけません。訂正をお願いします。（発言する者あり）

委員長（佐々木隆義君） はい、斉藤建設経済部次長。

建設経済部次長（斉藤 寛君） 災害復旧事業は、美祢市が独自で補助率を決めているものではございません。国の方で決めた補助に則って市がやっておるわけでございますので、市の操作でどうこうするという事ではないというふうに思います。

委員長（佐々木隆義君） はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） ちょっと認識不足でもういっぺん説明をお願いしたいんですが、今10万から40万円の関係の補助はどこが決めてるわけですか。

委員長（佐々木隆義君） はい、斉藤建設経済部次長。

建設経済部次長（斉藤 寛君） 単独災害につきましては、市が決めております。

委員（馬屋原眞一君） 市が決めておるんだから、その辺の条例変更と言いますか、そういうものを考えてはどうですかってことを言ってるわけで、はしにも棒にもかからん議論で、全く考える余地がないというふうなふうに思われるのか市長の答弁をお願いします。

委員長（佐々木隆義君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今、聞いておりましたら、かなり馬屋原委員と執行部の私の方の斉藤次長の議論がすれ違ってたような気がしますけれども、激甚災害というのは法に基づいてその法に従ってやるということで、結局今、斉藤次長もあまり話が上手な方でないから、よく理解していただけなかったかもしれないけど、同じことを言ってたんですよ、馬屋原委員と。よく手入れをしたとかされてないとか言われたけど、そういうことを全部含めた上で激甚の中で査定を行ってその補助率が決まってやるということですね。そして、今の小規模なものについては、単独市費でやるということになってますけれども、激甚とは関係なしに災害等に対応しておるとのことですよ、ですから激甚と比べてしまうと非常に補助率に差が生じてしまいますけれども、この激震災害というのはそれこそ大きな天変地異があって、そして国がそれに対して地域を立て直していこうという根本的な考えを元にやりますので、その市がやっておる単独の災害に関するものとは大きく根本的な考えは変わります。ですから、激甚に合わせた補助率に持っていくというふうな、例えば条例を私が出して議会に出した場合でもそれはおかしいんじゃないかということをおそらく議会の方で逆に言われるでしょう、激甚というのはおそらくそういうものだろうと思います。

委員長（佐々木隆義君） はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） どうも平行線になりそうですけども、基本的に通常の小規模改良と言いますか、復旧はいいんですよ、いろいろ分かる部分もあるし、ところが地震でも何でもよきせぬ本当の激甚というふうな地域指定を受けてなるようなそういうふうな被害が発生した時には通常の単独復旧工事についても、何らかの考慮が必要じゃないかというふうに言っとるわけですよ、違いますか。

委員長（佐々木隆義君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 根本的にズレちよるんじゃけど、すれ違うちよるんじゃけど、そのためにその法に従ったその大きな天変地異があるでしょ、そのために大き

な天変地異があったから国の法律に基づいて査定が行われるわけです。国の責任において。それに該当してるというのが認定されたらその激甚指定を受けたところで、その補助率でやれるということですから、根本的なところが違ってらんですよ。今の話でいくと大きな災害の激甚の指定から漏れたところも激甚並に単独で各市なり町がやれば、その差が生じないんじゃないかという、温かい気持ちだろうと思いますけど、そうすると国が激甚災害の指定をして、補助に国土を復旧していくというものとちょっと考え方が変わってきますよね、だからそれをやるのであれば、各それぞれの自治体はその時は激甚が起こって大きなものが分かったからその時だけは単独分も上乘せをするんかということになってくるわけですよ、さっきの話に戻りますけれども、わずかしかない全収入の20%しか市税がないんですよ、それをそこに再配分するということを理解してもらえるかどうかということがあるんですよ、だから今大きな災害が起こった時には国の力に頼って災害復旧を行うということがやっておられると、あるということです。だからこの話はしだしたらおそらく随分長い話になって、今この委員会が始まって1時間15分経ちましたけど、ずっとこの話をしていくような形になると思いますね、かなり難しい問題を含んでると思います。その辺を了解してもらいたいと思います。

委員長（佐々木隆義君） いいですか。

委員（馬屋原眞一君） 若干まだすれ違いがあるし、またいろいろ理解しづらいところもありますけども、これについてはまた次の機会で一般質問でやるか、あるいは他のところでやりましょう。

委員長（佐々木隆義君） 他に、ないようですので、それでは本案に対する意見ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） これより議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間、55分まで休憩をさせていただきます。

午前10時45分休憩

---

午前10時55分再開

委員長（佐々木隆義君） それでは休憩を閉じ審査を再開いたします。次に、議案第3号平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第5号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。

委員長（佐々木隆義君） はい、阿武観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（阿武 知君） それでは、議案第3号平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。それでは歳入よりご説明いたします。議案書3-8ページをお開きください。8款国庫支出金・1項国庫補助金・目3地域活性化・きめ細かな臨時交付金1億2,600万円でございます。これにつきましては、後ほど歳出においてご説明いたしますけれども、施設整備工事1億2,600万円の財源とするものでございます。続きまして、歳出についてご説明いたします。3-10ページをお開きください。1款観光総務費・1項総務管理費・目1一般管理費を680万円減額補正をするものでございます。内訳につきましては、役務費の手数料としまして、団体客の減少に伴います斡旋手数料の不用額620万円、及び委託料として博物館屋上に設置をしたしました、秋吉台ライブカメラの入札減として60万円を減額するものでございます。目2施設管理費を1億2,600万円増額補正するものでございます。内訳につきましては、工事請負費としまして、秋芳洞照明改修工事2期分として1億1,700万円、秋吉台家族旅行村のケビン外壁工事113万円など6件の施設整備工事がありますが、財源につきましては先程歳入でご説明をいたしました、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を充当するものでございます。次に、2項業務管理費・目4リフレッシュパーク施設業務費を830万円減額補正をするものでございます。内訳は需用費の燃料費としまして、温泉ボイラー重油購入単価の値下げ等によります不用額489万円、及び光熱水費として節電等の効果によります不用額267万円を減額をするものでございます。また、委託費としまして、業者清掃及びシルバー人材センターによる清掃を職員で対応しまして、生じた不用額83万円を減額するものでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、西田観光振興課長。

総合観光部観光振興課長（西田良平君）　続きまして、3 - 10ページ、同じページですが、2款観光振興費・1項振興管理費・目1一般管理費を161万2,000円減額補正するものでございます。これは、観光振興総合計画策定事業に係ります審議会委員の皆様への報償費、食糧費、及び計画書の印刷製本費等ではありますが、総合観光計画につきまして、本年度12月議会でご承認いただきました第1次美祢市総合計画の基本構想に基づいた振興計画を策定することになります。従いまして、平成22年度での計画策定とするため161万2,000円の減額補正をするものでございます。続きまして、一番下になります4款予備費、1項予備費・目1予備費についてでございますが1,680万2,000円を財源調整として、追加するものでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君）　はい、阿武観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（阿武　知君）　続きまして、第2表繰越明許費について、説明を申し上げます。3 - 4ページをお開きください。1款観光総務費・1項総務管理費の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業によります1億2,600万円につきましては、先程歳出でご説明いたしました、施設整備工事費でございます。また、2項の業務管理費の秋芳洞施設整備費2億3,181万2,000円につきましては、7月の臨時市議会におきまして補正をお願いいたしましたが、学術協議の開催時期及び学術専門家の意見書等の関係によりまして、いずれも年度内の完成が困難と見込まれますことから、翌年度に繰り越しをするものでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君）　はい、西田観光振興課長。

総合観光部観光振興課長（西田良平君）　同じく繰越明許費でございます。2款観光振興費・1項振興管理費の観光振興総合計画策定事業の委託料601万7,000円でございます。先程、ご説明した審議会委員報償費等については、減額補正とさせていただきたいわけですが、計画策定の業者への業務委託につきましては、早期に発注し執行部との事前の準備や打ち合わせ等を行いますので、本年度に発注しまして、引き続き業務を執行するため平成22年度に繰り越すものでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君）　以上、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、柴崎委員。

委員（柴崎修一郎君） 3 - 1 1 ですけどリフレッシュパーク施設業務費とありますね。これトータルで839万の減額となってるわけですけど、これは一生懸命やられた結果だろうと思うんですけど利用客の減とか、あるいは燃料費でも不用額ですけど、単価とかあるいは量とかいろんな理由があると思うんですよね。当初の計画に対してこれだけ減ったということだろうと、光熱費でもそれから清掃委託料でも職員がやったとか、こういう意味でもう少し詳しく説明していただけますか。

委員長（佐々木隆義君） はい、阿武総務課長。

総合観光部観光総務課長（阿武 知君） 柴崎委員さんの質問にお答えいたします。まず燃料費でございますけれども、21年度予算の編成時におきましては、A重油の単価が85円でございます。それを現在の購入単価におきましては、ほぼ58円相当額でございます。従いまして、30円相当の金額の差が生じているわけでございます。A重油の総購入量額が13万リットルでございますので、相当の金額が減額が生じた。それと7月にトロン温泉の給湯ボイラーが破損を生じまして使用不可能となりまして、新規に購入をいたしました。この新ボイラーにつきましては熱効率が良いということで重油の消費量が減ったということでございます。それと電気料でございますけれども、職員によりまして不要時の消灯節電等に努めた成果ということでございます。それから清掃の委託料でございますけれども、業者清掃につきましては年間2回の業者清掃を1回17万円で見込んでおりましたが、これにつきましても職員が清掃行った。合わせまして、シルバー人材センターによりまして施設内の清掃につきましても、職員で対応したということでの減額が生じた訳でございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） いいですか。はい、どうぞ。

委員（柴崎修一郎君） 努力の跡が見られるというふうに判断していいわけですね。（発言する者あり）はい、わかりました。

委員長（佐々木隆義君） はい、他にございませんか。はい、下井委員。

委員（下井克己君） 今の清掃委託料の減額をリフレッシュパークでされたということなんですけど、他の観光施設に関しては職員でやられるということはないんでしょうか。職員とか臨時の方がやられたら当然また若干の減額が出る可能性もあるんですけど、そういうことはやられてはいないのでしょうか。

委員長（佐々木隆義君） 山本総合観光部長。

総合観光部長（山本 勉君） 今の清掃の関係なんですが、リフレッシュパークはですね、トロン温泉、そして警備、やはり宿泊施設とか休憩施設、そういうものを持ってあります。その分につきましては、今できちっとしたサービスの向上ということでやっておりましたけれども、委託職員がおりますので、その辺に指導しまして、この清掃については補って減額になったということです。他のところの部署につきましても、委託職員については業者任せでなくして、例えば秋芳洞の長い通路、中の清掃、こういうものは委託職員のほうが自らやっております。そういう状況でございます。

委員長（佐々木隆義君） いいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第3号平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号美祢市手数料条例の一部改正についてを審査いたします。執行部よりご説明を求めます。はい、矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） それでは議案第24号美祢市手数料条例の一部改正についてをご説明いたします。議案書の24-1ページと参考資料の22ページをお願いいたします。それでは説明いたします。現在、山口県が行っている屋外広告物、これはどんなものかと言いますと常時または一定期間継続して表示されていること。屋外で表示されていること。公衆に表示されているもの。看板、立ち札、はり札、広告塔でございます。その中で県が指定をいたしました国道、主要県道、JR美祢線を禁止期間としておるわけでございますが、その中に許可を受けてこの広告物を表示する時に起こるものでございます。平成22年4月1日より事務移譲を受けるのに伴い、美祢市手数料条例の一部改正するものであります。その中に適用除外の広告といたしまして国、地方公共団体が公共的な目的を持って表

示、提示するもの、公職選挙法に基づくポスター立ち札等またこれに類するもの。国、地方公共団体以外の者が公共的な目的を持って表示するもの、ほか管理用地、自分の土地でございますが、そこに自己管理表示する建物表示するもの、自分の家の看板、事業所、商店、医療機関等の看板のものは含まれません。屋外広告物の手数料については、現行の山口県の規定を本市においても適用するものでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） これより議案第24号美祢市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税減免に関する条例の制定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、藤井商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（藤井勝巳君） それでは、美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税減免に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書の26-1ページに今回制定する条例については、記載をさせていただいております。それではご説明をさせていただきます。平成19年6月11日でございますけれども、企業立地の促進を支援し地域経済の自立的発展の基盤の強化を図ることを目的とした企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、俗に企業立地法と申しておりますけれども、これが施行されたところでございます。美祢市におきましては今回提案いたします条例に類します条例といたしまして、美祢市過疎地域自立促進法に基づく固定資産の課税免除に関する条例、これと美祢市企業立地奨励条例の二つがございます。企業立地につきましては、この

二つの条例に基づいて企業立地を推進して参ったところでございますが、今回新たにこの条例が法が定められたことによって、美祢市も整備するものでございます。今回の認定されます業種といたしまして、高度技術産業、環境・医療産業、地場産業というふうに、広い分野で業種が対象となる訳でございます。立地いたしました企業に対しましては、市の税でございます固定資産税が3年間課税免除されます。また県税の不動産取得税についても免除がなされるようになっております。更に企業者におきましては、日本政策金融公庫の低金利での融資が受けられるという特典がございます。また市に対しましては、課税免除いたしました固定資産税額の75%を普通交付税として交付がなされる訳でございますが、加えて5%の特別交付税が課されるというものでございます。これらの支援措置を受けるためには、国が策定した方針に基づく基本計画を策定して、関係大臣の承認、あるいは自治体における条例の制定が必要になってくるわけでございます。基本計画につきましては山口県が統一して、山口県企業立地基本計画を策定して、昨年平成21年でございますが、2月24日付で関係大臣から許可が得られております。なお、この支援措置を受けることができます期間は、企業立地促進基本計画が認定された日から5年間というふうに定められております。時限立法の条例ではございますけれども、制定するものでございます。それでは、お手元に机上に企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の参考資料と言うことでお配りしておりますので、こちらをご覧いただきたいと思っております。今申し上げましたように、今回上程するものが一番左に太枠で書いておりますけれども、この条例でございます。そして、中程の掲げてるのが、過疎地域自立促進法に基づく固定資産の課税免除に関する条例、更に企業立地奨励条例でございます。各々二つについては法の定めによることによって定めた条例でございます。全て申し上げますと複雑になりますので、対象業種、こちらのほうを申し上げたいと思っておりますけれども、先程申し上げましたように今回の条例では高度技術産業、これは新素材、自動車ITということが対象業種となっております。また、環境・医療産業であれば対象の業種となります。更に、地場産業、食品・繊維等につきましても、対象の業種となっております。それで、現行の過疎地域にかかる固定資産の課税免除に関する条例との比較でございますが、過疎地域でございますと製造の事業、そして旅館業、情報通信技術利用業と言うのが対象業種でございました。この三つの業種でないと対象にならなかったわけです

が、今回対象業種が広がったということになります。ちなみに、企業立地奨励条例につきましては、物品の製造、これは修理も含まれますけれども道路貨物運送業、こん包業、情報サービス業、自然科学研究、更に旅館業これは下宿業は除きます。これが対象業種として定められておるところでございます。対象施設になるのはどの部分かということでございますが、建物、構築物、土地、これが対象になります。しかしながら、土地につきましては取得後1年以内に家屋または構築物の建設に着手した土地で、建物等の垂直投影部分ということになっております。全ての敷地がですね、全て対象になるわけではございません。後程図でご説明をさせていただきたいというふうに思っております。そして、対象となる企業立地計画の基準でございますけれども、最低取得価格が土地、建物の合計が製造業、農林水産業関連業種でございますと、5,000万以上というのが対象になります。更に、その他の製造業でございますと、2億円以上が対象になると言うことでございます。今回の投資金額が上がっておりますけれども、過疎地域については2,700万円以上ということになっておったわけでございます。そして、先程ありましたように課税免除の期間につきましては、課すべき最初の年度から3年間、固定資産を免除するということになります。そして、これは企業のほうで利用がなされる訳でございますが、融資でございます。日本政策金融公庫の利子でございますけれども、貸付限度額が7億2,000万円、うち運転資金が2億5,000万までが対象になります。貸付利率につきましては2億7,000万までは特利でございますして、最低金利から更に0.4%マイナスというのが、適用になるようになっております。支援措置でございますけれども、これは市のほうに入るものでございます。普通交付税で75%が補填されます。更に、特別交付税の措置として5%が嵩上げされるということになっております。そして執行部につきましては、5年間と同意の日から5年間というふうになっております。この表を見ていただいたらおわかりいただけるかというふうに思っております。それでは、めくって頂きますと図を用意してございますけれども、網掛けをしておりますけれども製造工場、そして事務所1ということで書いております。この網掛けをした部分が、今回の企業立地促進のための固定資産税課税免除に関する条例で該当するものでございます。そして、製造工場の右に丸で黒く塗っておりますけれども、こちらのほうはプラントということで、設備機器ということでご認識頂いたらと思うんですけれども、こちらのほうは一連の設

備ということであれば対象となるということです。土地は対象になりません。そういうことをご認識をいただきたいと思います。そして、同じように過疎地域についても同じ垂直投影部分が対象となる訳でございますが、この事業所が認定された場合に対しては、先程いいましたように企業者に対し県税では不動産取得税、市税では固定資産税が免除されるということになります。そして、更に図の全体を丸で囲んでおりますが、こちらのほうが企業立地奨励条例、これは美祢市独自の条例でございます。美祢市におきましては、この条例、丸で囲んだ全てが対象となりますので、土地も取得されたもの全てが対象となります。そして、その中の建物、更には設備等についても、償却資産等についても対象となるということでございます。ご参考まででございますが、事務所がですね一連の形でついていった場合については対象になる場合があるんですけれども、離れたところに立地されてたという場合については事務所については、対象外となりますので申し添えておきます。内容等については以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。それでは本案に対する質疑はございませんか。はい、岩本副委員長。

副委員長（岩本明央君） この図面、図があるんですが、この中の右のほうの自治体に対して上記課税免除に対し75%、ずーと5項目あるんですが、これは3年間続くんですが、それとも1年だけですか。

委員長（佐々木隆義君） はい、藤井商工労働課長。

建設経済部商工労働課長（藤井勝巳君） 3年間ございます。

委員長（佐々木隆義君） いいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは、これより議案第26号美祢市企業立地促進のための固定資産税の課税減免に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号美祢市総合観光振興計画審議会条例の制定についてを審査いたします。執行部よりご説明をお願いいたします。西田観光振興課長。

総合観光部観光振興課長（西田良平君） それでは、議案書の27-1ページをお開き下さい。議案第27号美祢市総合観光振興計画審議会条例の制定についてであります。

これにつきましては、第1次美祢市総合計画で、基本目標に位置づけております観光交流の促進の実現に向けまして、美祢市総合観光振興計画を策定することとしております。この計画策定にあたりまして、諮問機関を設置することを目的といたしまして、地方自治法第138条の4第3項の規定により、本条例を制定するものでございます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第27号美祢市総合観光振興計画審議会条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号美祢市営住宅条例の一部改正についてを審査いたします。執行部よりご説明をお願いいたします。矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） それでは、議案第28号美祢市営住宅条例の一部改正について説明をいたします。議案書の28-1ページと定例会参考資料25ページをお開き下さい。今年度事業で行いました老朽化をし入居見込みのない市営住宅の解体工事及び今年度までに行いました住宅建替事業に伴うもので、戸数の改正であり、解体した団地の内訳は参考資料にも載せておりますとおり、秋芳町の上里団地ほか8団地でございます。建替は1団地下領北団地でございます。以上のことにより改正をするものでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 市営住宅の老朽化に伴って入居ができないということで廃止していくということでございますけれども、まず何点が聞きたいんですが、住宅マスタープランをまだ作られてないというふうに思いますけれども、この策定はいつ頃される予定なのか、と一言をちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 只今のご質問にお答えいたします。住宅マスタープランにつきましては、合併前に旧美祢市では策定しております。それを、現在はそのまま継承しておるわけですが、総合計画の上位計画によりまして、今現在23年度に住宅マスタープランの見直し、美祢市全体の見直しを考えておるところでございます。22年度には執行部のほうでその辺の具体的な資料データ等の分析もしまして、できるだけ23年度の業務委託には負担の少ないように今検討をしてるところでございます。以上です。

委員長（佐々木隆義君） はい、西岡委員。

委員（西岡 晃君） 上位計画ができたということでマスタープランを作られると一言でございますけれども、旧美祢市のマスタープランで行きますとですね、ちょっと正確に今資料がないんで覚えておりませんが、現在昭和28年、29年ぐらいに立て替えたものが建てられたものが結構ありますけれども、これについてはこの平成22年23年度頃からですね、立て替えて行くと言うようなマスタープランの計画があったというふうに記憶しておるんですが、そういったことを現在の経済情勢とかいろいろな緩和されてそういうことがないのかもわかりませんが、そういった美祢市の、旧美祢市のマスタープランどの程度引き継がれていくのかということと、例えば豊田前でいいますと、刑務所の女性収容棟が300人増設されまして、民間の働られる方も40人から60人雇用が生まれるということをお聞きしております。センターのセンター長ともいろいろお話しする機会がありますけれども、実は近くに住宅が非常にほしいということで何とか市営住宅をとということでしたので、宇部興産のほうから土地までいただいて進めて頂くようお願いはしてある地元からお願いはしてあるんですが、来年度ですね来年度の予算にもそういった計画なり調査費なりついてなかったように思いますけれども。マスタ

ープランでは豊田前においても23年度に老朽化したものを立て替えるというふうになっておりましたので、そういった美祢市の、旧美祢市のマスタープランの継承がどの程度されるものかどうかということをお聞きしたいと思います。

委員長（佐々木隆義君） はい、伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 西岡委員のご質問ですが、旧美祢市のマスタープラン、当然、美東・秋芳もそれなりの計画があって、先程ご説明しましたとおり23年度に業務委託として見直すということにしております。当然旧美祢市のマスタープランも平成13年頃に策定しておりました、23年頃ですから10箇年ぐらいの計画をしておりました。それ以降についても、学校建築等、学校区の関係である程度の新規住宅の計画もしておりました。その計画の策定中経過の途中に社会復帰促進センターとかできまして、状況も変わったということで23年の見直しも当然必要ということで認識しております。基本は13年度のデータとかございますが、今回の総合計画では新規住宅の建設ということは大きくは捉えておりませんが、建て替えということで事業はしておるといって捉えております。その辺を22年度現課のほうでくみ取りながら、各地区の状況も認識しながら、23年度に大半といたしますか、状況を最大限考慮しながら策定してまいりたいと思っております。以上です。

委員長（佐々木隆義君） いいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第28号美祢市営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号美祢市火災予防条例の一部改正についてを審査いたします。

執行部よりご説明をお願いいたします。柴崎予防課長。

消防本部予防課長（柴崎隆博君） それでは、議案第33号美祢市火災予防条例の

一部改正についてご説明申し上げます。議案書の33 - 1ページ、そして参考資料の30ページに新旧対照表があります。お開き願います。議案第33号美祢市火災予防条例の一部改正について美祢市火災予防条例（平成20年美祢市条例第213号）の一部を次のように改正するものとする。平成22年2月26日提出の一部改正条例案を説明申し上げます前に、改正理由を申しあげます。市長の議案説明のとおり、これは、平成20年10月1日に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災により、多数の死者が発生したことを踏まえ、総務省消防庁において設置検討されていた、予防行政のあり方に関する検討会において、平成21年6月に個室ビデオ店等の防火安全対策について、報告書がとりまとめられ、その対応の考え方が示されました。この中で、各個室の外開き戸が開放されたままの状態では、火災等の避難時に避難経路となる廊下の幅員を狭めてしまい避難障害となるため、自動的に閉鎖する措置を行うなど、避難管理については、各自治体の火災予防条例の一部改正等に係ることとされたことから、全国統一的な運用を図り、防火安全対策を推進する必要があることから、全国消防長会予防委員会等で審議、検討した結果、火災予防条例の一部改正案が取りまとめられました。こうした背景を踏まえて、本市においても個室型店舗の避難管理を盛り込むための、所要の改正を行うものでございます。それでは、改正条例案についてご説明申し上げます。新旧対照表でアンダーラインを引いているところが改正部分でございます。まず、住宅用火災警報器の設置及び維持に関する基準、第29条の3第2号で、これは建築基準法の改正による条ずれの改正でございます。

次に設置の免除、共同住宅の消防設備ですが、第29条の5第3号、4号、5号部分で、これは特定共同住宅等省令が改正されたことによる、引用部分の項のずれの改正でございます。

次に、改正理由で申し上げました個室型店舗の避難管理として、新たに第37条の2の次に、第37条の3を加えたものでございます。

次に、準用規定の第42条を、37条の3を加えた関係で一部改正したものでございます。附則としまして、施行期日及び経過措置を新たに設けたものでございます。以上で改正条例案の説明を終わります。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） ちょっとお聞きしますけども、参考までに美祢市内で個室型店舗として認識されてる店舗があるかなしか。それだけ。

委員長（佐々木隆義君） はい、柴崎予防課長。

消防本部予防課長（柴崎隆博君） 現在、美祢市には個室型店舗に関する施設はございません。

委員長（佐々木隆義君） いいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第33号美祢市火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号美祢市観光事業特別会計の経営健全化計画の策定についてを審査いたします。それでは、まず委員の皆様にお諮りいたします。

本案は特別会計の経営健全化計画でありますので、広く議員の皆様のご意見をお聞きし、深くご協議いただくことが重要であると考えております。

従って、予め総務企業委員会並びに教育民生委員会と協議をし、ご了解を得ておりますので、会議規則第95条の規定により、三常任委員会による連合審査会を開催したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者なし〕

委員長（佐々木隆義君） 異議なしと認めます。よって、総務企業委員会並びに教育民生委員会の三常任委員会で、連合審査会を開くことに決しました。

更にお諮りいたします。連合審査会の開催日時と場所につきましては、本日、午後1時から議場において開催することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者なし〕

委員長（佐々木隆義君） 異議なしと認めます。それでは、そのように取り計らいをさせていただきます。

次に、議案第36号字の区域変更についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） それでは、議案第36号字の区域変更についてを説明いたします。議案書の36-1ページをお開き下さい。それと、今朝机上に配付いたしました計画総括図と区画整理事業の字図をつけておりますので、ご覧下さい。美祢市伊佐町下村で実施しております美祢下村土地区画整理事業でございますが、この事業は平成17年度開始いたしまして、今年度末で完了するものでございます。事業面積4.3ヘクタールのうち宅地2.87、その他が1.43ヘクタール、事業関係者、地元の方がほとんどなんですが、11名で行ったものでございます。この事業実施に伴い、新しい区画の道路、水路を字界とするために区域変更するものでございます。今日配りました図面の2枚目をお開き下さい。緑色で図示いたしましたものが変更線でございます。変更後が桃色で図示したものでございます。いずれも新しくなった水路、道路を字界とするものでございます。以上でございます。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第36号字の区域変更についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました市長提出議案9件のうち8件につきましては、審査を終了いたしました。なお、議案第35号につきましては、本日、午後に行われる連合審査会が終了したのち本委員会を再開し、審査をいたします。それではこれにて建設観光委員会を暫時休憩といたします。お疲れでした。

午前11時44分休憩

午後3時46分再開

委員長（佐々木隆義君） はい、それではただいまより建設観光員会を再開いたします。先程の建設観光、総務企業、教育民生の三常任委員会による合同審査会誠にありがとうございました。委員の皆さん大変お疲れでした。それでは、議案採決する前にほかに委員の皆さんからご発言は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第35号美祢市観光事業特別会計の経営健全化計画の策定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり可決することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。以上をもちまして本委員会に付託されました議案第35号の審査を終了いたします。それでは、これにて本委員会を閉会といたします。大変お疲れでした。

午後3時48分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年3月4日

建設観光委員長

佐々木隆義